

特定教育・保育施設 利用者の皆様

三股町長 木佐貫辰生

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため可能な場合は利用を控えていただくようお願い(依頼)

本町の児童福祉行政の推進につきまして、また今般の新型コロナウイルス感染症対策につきまして、日ごろより多大なるご尽力を頂いておりますこと、感謝を申し上げます。

早速ですが、宮崎県は、1月5日、感染状況の拡大を踏まえ、本町及び都城市を「感染急増圏域」に指定したほか、県内の警報レベルを「感染拡大緊急警報」へ引き上げました。

これを受け本町では、町民に対し、1月9日から同22日までの間、『不要不急の外出を控えていただくこと』『酒類を提供する飲食店は20時までの時間短縮営業を行っていただくこと』の2点を、お願いすることといたしました。加え、1月7日から同17日までの間、小・中学校は臨時休業とすることを決定したところです。

あわせて、特定教育・保育施設については、保護者の仕事が休みの日など、家庭で保育が可能な場合は、登園・利用を控えていただくよう、お願いすることといたしました。

なお、このお願いは、保護者に対し、おしなべて全面的に登園・利用を控えていただくものではありません。同様に、強制的なものでもありません。あくまでも、控えていただくことが可能な場合についてのお願いとなります。

つきましては、下記の取扱内容となりますのでご確認いただきますようお願いいたします。

以上、本件趣旨をお汲み取りいただき、ご理解の上、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

#### 記

- (1) 期間： 令和3年1月7日[木]から同22日[金]まで  
※状況によって変更になることがあります。
- (2) 保育料： ・登園・利用しなかった場合は、日割計算により減額を行います。  
・手続きは不要です。
- (3) 副食費： ・各施設で規定されていますので、各施設にお問い合わせください。

**園より：くるみ保育園では(3)も日割減額の対象とします。**

以上